

奈良県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日を次のとおり定める。

平成二十九年十月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

登録基準日 平成二十九年十月九日

ただし、年齢については平成二十九年十月二十二日

登録日 平成二十九年十月九日